

# 平成25年第4回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成25年12月3日(火曜日)

## 出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

### 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

### 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 5 >
- 日程第 4 報告第 18号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 19号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 報告第 20号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 7 議案第 86号 平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 8 議案第 87号 平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 9 議案第 91号 平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 10 議案第 92号 平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 11 議案第 93号 平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 12 議案第 94号 平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 13 議案第 95号 平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 14 議案第 96号 平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区整理事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 15 議案第 97号 平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 16 議案第 98号 平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(平成24年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 17 行政報告(町長)< P 8 ~ P 13 >
- 日程第 18 報告第 21号 予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について< P 13 >
- 日程第 19 議案第 100号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 20 議案第 101号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 14 ~ P 17 >
- 日程第 21 議案第 102号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の

		一部を改正する条例 < P 1 7 ~ P 1 8 >
日程第 2 2	議案第 1 0 3 号	足寄町子供・子育て会議条例の制定について < P 1 8 ~ P 1 9 >
日程第 2 3	議案第 1 0 4 号	足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 < P 1 9 ~ P 2 1 >
日程第 2 4	議案第 1 0 5 号	足寄へりポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 < P 2 1 ~ P 2 3 >
日程第 2 5	請 願 第 2 号	平成 2 6 年度畜産物価格決定等に関する請願書 < P 2 3 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成25年第4回足寄町議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、総合条例第184条の規定によって、7番田利正文君、8番熊澤芳潔君を指名いたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月2日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月3日から12月13日までの11日間とし、このうち4日から10日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日12月3日は、最初に議長の諸般の報告を受け、次に総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査報告を受けます。

次に、平成24年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっておりました議案第86号から議案第87号、議案第91号から議案第98号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第21号の報告を受けます。

次に、議案第100号から議案第105号までを即決で審議いたします。

請願第2号は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

11日は、一般質問などを行います。

11日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第106号から議案第113号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本日の本会議終了後に、全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、4日から10日までの7日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は、休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月5日、木曜日の午後4時までとなっておりますので、よろしく願いを申し上げます。

#### 諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 報告第18号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第18号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

#### 報告第19号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第19号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

#### 報告第20号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第20号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

#### 議案第86号～議案第87号

#### 議案第91号～議案第98号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から日程第8 議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件までの2件と、日程第9 議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の計10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

これで、委員長の報告を終わります。

これより、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号平成24年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第87号平成24年度足寄

町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第87号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第91号平成24年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はご

ざいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号平成24年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号平成24年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はご

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号平成24年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第98号平成24年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

#### 行政報告

議長(吉田敏男君) 日程第17 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町第5次総合計画の平成24年度実績、平成25年度実績見込み及び平成26年度以降の実施計画、次期計画策定に関する基本的な考え方等についてでございます。

足寄町第5次総合計画の平成24年度実績、平成25年度実績見込み及び平成26年度実施計画、さらに平成27年度と28年度実施計画計上予定事業と、第6次総合計画策定方針について御報告をいたします。

総合計画は、平成23年の地方自治法改正により市町村の策定義務はなくなりましたが、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であるとの認識

のもと、足寄町第5次総合計画に基づき、実施計画の見直しを毎年度行い、各種事業を推進しております。

平成24年度の事業実績は、資料1のとおりで、継続事業では、土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、高齢者複合施設整備事業、農業担い手育成支援事業などの継続事業のほか、国保病院人工透析病棟新築事業、足寄中学校校舎・屋体改築事業、教職員住宅等施設整備事業、パークゴルフ場整備事業、足寄農協の農産物処理加工施設整備等への支援、中小企業特別融資事業の貸付金増額等を行いました。

実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で79.66%と低い執行率となっておりますが、その要因としては、地デジ難視地区対策事業の約5億6,000万円を平成25年度に繰り越したことによるものでございます。

平成25年度の実績見込みは、資料2のとおりで、土地区画整理事業などの継続事業のほか、十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業、地デジ難視地区対策事業、公営住宅建設事業、螺湾保育所移転事業、足寄高校生海外派遣事業、TMRセンターの整備に支援を行う強い農業づくり事業等を計上しております。

地デジ難視地区対策事業の昨年度からの繰り越し、公営住宅建設事業の繰り上げ、十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業の新規計上等を行った結果、計画に対する事業実績見込みの割合は、総事業費で138.13%となっております。

次に、平成26年度実施計画と、平成27年度と平成28年度の実施計画計上予定事業、さらに第6次総合計画策定方針につきましては、去る11月15日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3・実施計画、資料5・策定方針のとおり答申をいただきました。

通常、実施計画は、向こう3年間の計画について答申をいただくものでありますが、第



5次総合計画が平成26年度までの計画であることから、本来であれば、本年度に答申をいただくのは平成26年度1年分の実施計画となります。

しかしながら、行政の継続性、施設や設備等の老朽度を見据えた計画的な改修や更新の見込み、現在の住民ニーズを反映した事業実施の必要性等についても考慮し、平成26年度計画のみならず、現時点において平成27年度と平成28年度に計上することが適切と考えられる事業についても審議会にお示し、答申をいただきました。

あわせて、次期計画の策定準備を町長選挙後の平成27年度から始めたのでは、行政事務が停滞する可能性があることから、次期計画策定に関する基本的な考え方、計画の体系や策定手順を足寄町第5次総合計画策定方針としてまとめ、答申をいただきました。

計画体系は現計画と同様、基本構想、基本計画、実施計画で構成し、さまざまな方法で住民意見を反映することとし、平成26年度中に素案をまとめ、町長選挙後の平成27年度に改めて総合計画のあり方を含めて再検討を行い、完成を目指すスケジュールとしております。

実施計画の概要を申し上げますと、平成26年度総事業費が32億3,194万2,000円となっており、財源内訳は国庫支出金が6億5,218万5,000円、道支出金が1億5,061万1,000円、地方債が13億1,950万円、その他財源が4億7,701万9,000円、一般財源が6億3,262万7,000円となっております。

また、平成27年度と平成28年度の実施計画計上予定事業の総額は、それぞれ23億8,686万8,000円と21億4,717万3,000円となっております。

計上事業のうち、新規事業や大型事業につきまして御説明をいたします。

十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業と十勝圏高機能消防指令センター整備事業は、消防広域化に関連したもので、デジタル化は

平成25年度からの継続事業で、高機能消防指令センターは平成26年度に予算化し、翌年度に繰り越して整備を行う予定となっております。

足寄町防災行政無線施設整備事業は、本年度基本設計を行っておりますが、デジタル化にあわせて防災無線が聞こえないという世帯等への対応を行うもので、国庫補助金の採択が予定どおり進むことを前提として、平成27年度と28年度に整備費を計上いたしました。

豊栄橋橋梁工事は、北海道の事業主体で工事が進められており、平成27年度の供用開始を予定しております。

橋梁長寿命化修繕事業は、安全性確保と修繕費用縮減のために、平成26年度から国の補助を受けて計画的に橋梁の修繕や改修等を行うものであります。

公営住宅建設事業は、役場北側に建設中の高齢者複合施設に隣接して52戸を整備する計画で、平成26年度に実施設計、平成27年度以降に順次建設する計画としております。

下水終末処理場長寿命化計画策定事業は、平成12年度に供用開始をした処理場の安定稼働と処理経費や修繕経費の縮減を図るために、現施設の老朽度調査や改修計画の策定を平成26年度と27年度の2カ年で行い、平成28年度から機械機器の更新を行うこととしております。

児童館移転事業では、現在の中央児童館と下愛冠児童館を統合して、足寄小学校近くにある足寄町剣道場を改修することとして、平成26年度耐震調査と設計、平成27年度に改修工事を行う計画といたしました。

高齢者複合施設整備事業では、平成26年度にグループホームと老人アパート等を整備する計画で、それら施設を足寄町社会福祉協議会に指定管理者制度により管理していただく計画としております。

医師住宅整備事業では、老朽化した国保病院院長住宅の建てかえ費用を計上しておりま

す。

学校給食施設整備事業は、本年度に実施設計を終え、平成26年度の完成を予定しております。

足寄高校生海外研修事業は、引き続き実施を予定しており、校舎等施設整備事業、教職員住宅等施設整備事業にあっては、計画的に建物の改修を進める計画をしております。

総合体育館修繕・トレーニング機器更新事業では、平成27年度に床改修、28年度にトレーニング機器更新を予定しております。

里見が丘公園再整備事業では、現在、どのような整備が必要か検討を進めており、公園全体の再整備を平成26年度から数年かけて行う予定としております。

農業担い手育成支援事業は、事業の継続を予定しておりますが、中山間地域等直接支払交付金は、平成26年度が最終年度となっております。

道営草地整備事業は、大規模草地育成牧場と町内生産者の草地や水道施設の整備を北海道が事業主体となって一体的に整備をするものであります。

水源林基幹作業道整備事業は、本年度に引き続き独立行政法人森林総合研究所の全額負担により、分収造林を行う山林の基幹林道の整備を行うものであります。

OA化推進事業では、総合行政システムクラウド化といたしまして、現庁舎に設置しているサーバー等が保守可能年限を超え機器更新が必要となることから、総費用の低減が図られるクラウド型業務システムに移行するための費用等を計上いたしました。

国・地方ともに厳しい財政状況が続いており、消費税の増税、エネルギー政策の見直し等もあって、今後の経済状況や財政的な見通しを立てることが非常に困難であり、今後の状況によっては今回の計画を大きく修正する必要が生ずる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集を進め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見きわめた上で、最小の

経費で最大の効果となるよう、柔軟な考えを持って行財政運営を進めていかなければならないものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、地上デジタル放送の難視地区対策についてでございます。

町内の地上デジタル放送難視地区対策につきましては、総務省北海道総合通信局や放送事業者とともに、広大な中山間地域に住宅が点在している足寄町に適した難視世帯の解消策の検討を行い、総務省北海道地域テレビ受信者支援センターによる高性能等アンテナ対策と、足寄町が国の支援を受けて実施する無線または有線による共聴施設の整備を、電波強度、地形、住宅密集度等、各地域の特性に応じて計画的に整備を進めてまいりました。

町が整備をすることとなった共聴施設の整備が本年9月に完了し、デジサポ北海道が進めている高性能等アンテナ対策につきましても、本年10月に全世帯の対応方針が決定し、町内全ての難視対策の見通しが立ちましたので、これまでの整備状況と今後の予定などにつきまして御報告をいたします。

本町における地デジ化につきましては、NHK2波が平成20年10月から、民放4波が同年12月から、中矢の足寄中継局からデジタル波による本放送を開始いたしました。

デジタル放送は、一定レベル以下の電波強度では全く視聴できなくなることから、対策が必要な新たな難視世帯が最終的に288世帯発生いたしました。

なお、アナログ放送は平成23年7月に終了したことから、それまでに難視対策が完了しなかった世帯に対しては、衛星によるセーフティネットということで、NHK2波と民放4波のキー局の地上波デジタル放送を、衛星放送により視聴いただく仕組みにより、暫定的に視聴していただきました。

全ての国民がテレビ放送を視聴可能な環境にすることは、国及び放送事業者の責務であります。放送事業者による新たな中継局等

の整備は困難とのことから、平成22年度に芽登、喜登牛及び稲牛地区の約89世帯を対象とした無線共聴施設を、平成24年度には白糸、柏倉及び向陽地区の約51世帯を対象とした無線共聴施設を、本年9月までに鷲府、大誉地、螺湾、上螺湾、上足寄及び茂足寄の95世帯を対象とした有線共聴施設を整備いたしました。

高性能等アンテナ対策の対象となる世帯は最終的に61世帯となり、デジサポ北海道が戸別に対策工事を進めており、これまで48世帯の対策工事を終え、今後、8世帯は今年中に、5世帯は来年雪解け後に対策工事を完了させる予定との報告を受けております。

また、テレビ東京系列のTVh足寄中継局の整備にあっては、帯広等の基幹中継局からの電波を受けて再送信する足寄中継局クラスの整備は、国や自治体から100%の支援がなければ、現在の経営状況では自力整備は困難であるとのことから、町が支援を行い、本年1月から本放送を開始いたしました。

なお、本町にはNHK共聴施設が西町の2施設のほか、郊南、大誉地、螺湾及び上足寄の合計6施設あって、およそ600世帯が加入されておりますが、いずれの施設もNHKと各共聴施設組合により平成22年度に地デジ化のための改修工事が完了しております。

本町が整備した共聴施設は、受信設備が6カ所、無線共聴施設の送信設備が11カ所、光ケーブルの総延長が携帯電話伝送路を含め約150キロあり、これら施設を町が一般財源により維持管理をしなければならず、今後の施設維持が大きな負担となることから、地デジ難視対策施設の維持管理費の市町村負担を国が責任を持って財政措置するよう、引き続き要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、消防広域化の経過と検討状況につきまして御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては、本年6月の第2回定例会において、本部運営経費並びに消防救急無線デジタル化と高

機能指令センター整備にかかわる10年間の必要経費等を試算いたしました、財政シミュレーションの結果を御報告し、本年9月の第3回定例会では、十勝圏広域消防運営計画骨子案をお示しいたしました。

その後、消防署長会議のもとに設置した専門部会を中心に、十勝圏広域消防運営計画素案の作成作業が進められ、11月6日開催の市町村長会議において、その内容が確認されましたので、御報告をいたします。

運営計画素案は、別冊資料1のとおり、本編と資料編で構成されており、全体の要点をまとめた概要版が資料2のとおりとなっております。

計画の全体構成は、9月にお示した骨子案から変更はなく、第1章 十勝圏消防の現状と課題、第2章 広域化による効果、第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項、第4章 防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項の4部構成となっております。

今後、各市町村議会における御意見等を踏まえ、12月中に運営計画素案の概要を町民の皆様にお示しし、あわせてパブリックコメント・意見公募を行って、住民から御意見などをお聞きし、必要な修正を行って本年度末の完成を目指すこととしております。

また、消防救急無線デジタル化の進捗状況ではありますが、管内5消防事務組合等が帯広市に委託をして事務を進めており、11月上旬に実施設計が完了し、デジタル無線設備の整備費と各市町村の負担予定額の積算が完了いたしました。

本年度に予算化することで財政上有利な起債の活用が見込めることから、今定例会において池北三町行政事務組合消防負担金9,439万9,000円の補正額の中で、共通波などの整備費用及び施工監理費の本町負担予定合計1億207万9,000円を計上し、その全額を翌年度に繰り越す補正予算を提案させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とい

たします。

次に、足寄ヘリポートの廃止について御報告いたします。

道内初の公共用ヘリポートとして建設されました足寄ヘリポートは、観光や企業誘致、防災対策など、地域の振興・活性化につながるものとして、平成2年4月24日、中矢198番地において開港いたしました。

開港当初は、利用促進を兼ねた、ふるさと遊覧飛行の実施のほか、東京都に本社を置く株式会社アルファアビエーションが事業用パイロットを養成する教習所を開校するなどの利用がありましたが、平成5年の年間392回の離着陸回数をピークに減少の一途をたどり、近年では年間20から30回程度まで減少しております。

ヘリポートの収支につきましては、開港当初、施設管理に伴う委託料等の支出と、離着陸料及び施設利用料等の収入においてバランスがとれておりましたが、近年では離着陸回数の減少などにより、毎年、支出が収入を上回っている状況であります。また、開港以来23年が経過し、施設の老朽化などによる大幅な修繕の必要性が、東京航空局の定期監査において指摘されており、今後、航空法に基づいて施設を維持していくためには、補修や維持管理にかかわる多額の経費が必要になるものと想定されております。

これらの点について総合的に検討し、足寄ヘリポートの廃止について東京航空局など関係機関と協議を進めてきた結果、平成26年4月3日をもって廃止することといたしました。今後につきましては、必要に応じて臨時離着陸場として活用をしていく予定であります。

なお、今定例会において、足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告いたします。

次に、螺湾保育所の螺湾小学校への移転についてでございます。

螺湾基幹集落センターの老朽化に伴い、螺湾保育所の移転先について協議を進めてきたところですが、今般、螺湾小学校内に移転することで保護者会、PTA、自治会等の関係者との協議が調いましたので、御報告をいたします。

保育所を螺湾小学校へ移転する計画は、地域の保育・教育の一体的基幹施設と位置づけし、幼児は小学生に支えられることによる自立心の育成を、小学生は年下の幼児と恒常的にかかわり、面倒を見たり優しく接することで共感性の育成につながっていくものと期待しており、校長先生を初め教職員、保護者会及び小学校PTAの皆さんと管理運営等の詳細についてさらに検討を深めていきたいと考えております。

なお、来年4月に供用開始を予定しており、現在、教育委員会において文部科学大臣への校舎財産処分承認申請の手続きを進めております。

次に、保育所の移転に伴う小学校の改修計画の概要ですが、一つに、2階の図工室を改修し、1、2年生の教室とすること。二つ目に、現1、2年生教室を保育室とし、床材や断熱工事等の改修を行うこと。3点目として、玄関、廊下、トイレ、体育館、校庭は小学校と共用で使用し、1階トイレに幼児用の便座を設置すること。4点目として、その他、手洗い所などを整備し、幼児が安心・安全に利用できるよう改修をすることとしております。

なお、移転にかかわる改修事業費として総額1,105万7,000円を今定例会に補正予算として計上させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、十勝メディカルネットワークについて御報告いたします。

現在、十勝管内の拠点となる医療機関と地域の病院や診療所などの連携強化を目的に、インターネットを利用した専用システムの運用が進められております。

このシステムは、診療情報を提供する公開型医療機関と、これを利用する参照型医療機関が、それぞれ端末の専用ソフトを使ってインターネット上のデータセンターに接続し、情報をやりとりするもので、薬の処方、注射、血液などの検査結果、CTやエックス線の画像情報などを閲覧することができ、これによって検査や処置、投薬の重複を防ぐ効果などが期待できるものであります。

診療情報を利用する手順は、参照側の医療機関を患者さんが受診した際、患者さんの同意を得て公開側に依頼し、原則30分以内に該当患者さんの情報を参照できるようになります。

公開型は、帯広厚生病院、帯広協会病院、北斗病院、帯広第一病院、国立帯広病院、開西病院の6医療機関で、参照型は十勝管内全域の病院、診療所など約60の医療機関等が参加する予定となっており、平成26年3月からの運用開始に向け、足寄町国民健康保険病院も参照型医療機関として十勝メディカルネットワークに登録し、診療情報の共有を図ることといたしました。

なお、十勝メディカルネットワーク事業は、国の地域医療再生基金から約1億5,000万円の補助を受けて導入の準備が進められており、参照型医療機関にあっては、端末機器導入経費の2分の1が補助されることから、端末機器整備費としてパソコン等購入費用57万円を今定例会において補正予算として提案させていただきました。

今後も足寄町国民健康保険病院の診療体制のさらなる充実を図るため一層の努力をしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分から再開をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 報告第21号

議長（吉田敏男君） 日程第18 報告第21号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議案となりました報告第21号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成25年8月24日から11月30日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する工事または製造の請負は、2ページから3ページにございます別紙のとおり16件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### 議案第100号

議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第100号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第100号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、

提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町土地開発基金が保有しておりました足寄町北2条4丁目41番地等の土地、合計5,721平方メートルを本年度高齢者等複合施設整備事業に伴い一般会計で買い戻したため、土地開発基金が保有する現金が増加いたしました。当面、土地開発基金で先行取得する予定もないことから、基金の額を減額する改正をお願いするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中7,088万8,000円を5,358万3,000円に改めるものでございます。

現在、基金で保有する額は、土地として保有する額が4,157万9,975円、現金として保有する額が2,937万2,918円、合計で7,095万2,893円となっております。

今回、基金で保有する額を減額する改正をお願いしているところでございまして、条例改正後は、土地として保有する額は現在と同額で4,157万9,975円、現金として保有する額は1,737万円を減額いたしまして1,200万2,918円となり、合計で5,358万2,893円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第100号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第101号

議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第101号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 寺地優君。

住民課長（寺地 優君） ただいま議題になりました議案第101号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成25年3月30日の地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことから、本条例の改正を行うものでございます。

次に、今回の地方税法の改正の主な内容について御説明させていただきます。

議案書は6ページから16ページまでに

なっております。

本条例の改正につきましては、1点目は納税義務者が町外へ転出した場合も特別徴収を継続することができることとする改正です。

2点目は、年金所得者に係る特別徴収税額の算定方法の見直しによるものです。

3点目は、上場株式等の配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる改正です。

4点目は、株式等に係る譲渡所得の分離課税について、一般株式等と上場株式等の分離課税とする改正により、上場株式等に係る譲渡所得等の条文を新たに設けるものでございます。

5点目は、特定管理株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、特定口座所得計算の特例、源泉徴収選択口座内配当にかかわる特例、上場株式等に係る譲渡の損益通算及び繰越控除、特定中小会社の株式に係る繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例、先物取引の差金等損失の繰越控除、保険金に係る課税の特例の規定を法律改正により削除するものです。

この改正を受けて、本町の条例の改正の内容について御説明申し上げます。

提案の各条項の説明を省略させていただき、改正の主な内容について、議案の8ページからの新旧対照表で条例を御説明させていただきます。議案の8ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る町民税の特別徴収についてであります。

条文内に「初日の属する年の」を加えるとともに、(1)であります「当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き町内の区域内に住所を有する者でない者」を削除し、(2)、(3)をそれぞれ繰り上げるもので、(1)の削除により、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しを行い、町外へ転出した場合も継続して特別徴収が行われるようにするものでございます。

続きまして、第47条の5、年金所得に係

る仮特別徴収税額等については、今までの仮特別徴収税額は前年度の10月から3月の特別徴収税額とされており、年税額が前年度より大きく変動すると、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、翌年度以降も不均衡が発生し、平準化することが困難で、本徴収税額と仮徴収税額の乖離が続くこととなっております。今回の改正で、仮徴収税額が前年度の年税額の2分の1に相当する額となりましたことから、年税額が2年連続することで、同額の場合においては平準化が図られるものでございます。

続きまして、附則第6条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除と、附則6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。

議案9ページをお開きください。

附則7の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例については、引用条例の改正により、附則20条の2の第1項を附則20条の第1項に、株式等を一般株式等に変更し、新たに設ける附則19条の2第1項、上場株式等に係る譲渡所得等を加えるものです。

附則16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例については、譲渡株式に係る配当所得の分離課税で、特定公社債、国債、地方債だとかと上場公社債などを言いますけれども、その利息が対象に追加されたことにより、条文では利子所得を加えるとともに、税の取り扱い細目を第2項に移し、第3項の配当所得を配当所得等に変更したものでございます。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に分けられたことから、附則第19条では一般株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の条文の整備を行い、附則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式に係る譲渡所得等

の課税の特例の内容を、新たに上場株式等に  
係る譲渡株式等に係る個人の町民税の課税の  
特例の取り扱いに係る内容へ条文のすべてを  
改めるものでございます。

続きまして、議案の11ページの改正前を  
ごらんください。

附則第19条の4、特定口座を有する場合  
の町民税の所得計算の特例、附則第19条の  
5、源泉徴収選択口座内配当に係る所得計算  
の特例、附則第19条の6、上場株式に係る  
譲渡損失の損益通算及び繰越控除、同じく議  
案12ページの附則第20条、特例中小会社  
が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等  
及び譲渡所得等の課税の特例、同じく議案1  
3ページの附則第20条の3、先物取引の差  
金等決済に係る損失の繰越控除、同じく議案  
15ページの附則第20条の5、保険料に係  
る個人の町民税の課税の特例については、法  
令改正により削除するものです。

続きまして、議案13ページにお戻りくだ  
さい。

改正後の欄をごらんいただきたいと思いま  
す。

附則20条の2、先物取引に係る雑所得等  
に係る個人の町民税の課税の特例について  
は、第20条に繰り上げるとともに、引用条  
例の改正により、附則20条の2の第1項を  
附則20条の第1項に変更するもので、内容  
に変更はございません。

続きまして、議案の14ページの改正後  
をごらんください。

附則20条の4、条約適用利子等及び条約  
適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例  
については、第20条の2に繰り上げるとと  
もに、引用条例の改正により、附則20条の  
4第1項を附則20条の2第1項とし、附則  
20条の4の第3項を附則20条の2の第3  
項に変更するもので、内容に変更はございま  
せん。

次に、議案の7ページにお戻りください。

附則となっております。

施行期日でありますけれども、第1条、こ

の条例は、平成28年1月1日から施行す  
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

1、第47条の2第1項及び第47条の5  
第1項の改正規定並びに次条の第2項の規定  
については、平成28年10月1日から。

2、附則第6条の第4項、第6条の2第4  
項、第7の4、第16条の3及び第19条か  
ら第20条の5までの改正規定並びに次条の  
第3項の規定については、平成29年1月1  
日からになります。

経過措置であります。第2条です。

平成28年1月1日前に発行された旧租税  
特別措置法第41条12第7項に規定する割  
引債について支払いを受けるべき償還差益に  
対して課する個人の町民税については、なお  
従前の例によります。

二つ目、この条例による改正後の町税条例  
第47条の2及び47条の5の規定は、平成  
28年10月1日以降の地方税法第317条  
の2第1項に規定する公的年金等に係る所得  
に係る個人の町民税の特別徴収について適用  
し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個  
人の町民税の特別徴収については、なお従前  
の例によります。

三つ目です。新条例附則第6条、第6条の  
2、第7条の4、第16条の3及び第19条  
から第20条の2までの規定中の個人の町民  
税に関する部分は、平成29年以降の年度分  
の個人の町民税について適用し、平成28年  
度までの個人の町民税は、なお従前の例によ  
ります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わ  
らせていただきます。よろしく御審議のほど  
をお願いいたします。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案  
理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま



す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第102号

議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第102号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 寺地優君。

住民課長(寺地 優君) ただいま議題となりました議案第102号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条による地方公共団体が過疎地域内において製造の業、情報通信技術利用事業もしくは旅館業に要する施設の新設もしくは増設した者の固定資産税の課税免除に係る不均一課税に伴う減収補填措置の適用となる整備対象期間が、総務省令第38条において課税免除になる新設及び増設家屋の整備対象期間が平成27年3月31日までの3年間延長され、固定資産税を課せることとなった年度から3カ年間の平

成30年3月31日までの期間に延長されたことから、本条例の改正を行うものでございます。

次に、今回の地方税の改正の主な内容について御説明申し上げます。

提案の各条項の説明を省略させていただき、改正の主な内容については議案17ページの新旧対照表で条例を御説明させていただきます。議案17ページの新旧対照表をお開きください。

第2条、課税の免除の対象については、課税の免除の範囲を特例適用の範囲に改め、従前の第2条にありました適用を受ける固定資産の取得額に、新たに適用期間の平成27年3月31日までの間と、第3条にありました課税免除に係る引用条例文を加え、特例適用の範囲として条文をまとめ、整理するものでございます。

第3条、課税の免除につきましては、前条で特例適用の範囲を定めたことから、免除の期間を定める条文に内容を整理するものでございます。

第5条、課税免除の期間については、地方税課税免除または不均一課税に伴う減収補填の措置が平成27年3月31日までの3カ年間延長されましたが、引用法令の過疎地域自立促進特別措置法が5カ年間延長となっており、減収補填措置が行われる期間の課税免除となる新設または増築家屋の整備対象期間の平成27年3月31日までの免除の期間と固定資産税が課されることとなった年度から3カ年間で、それぞれ第2条と第3条に整理したことで、第5条の課税免除の期間の条文を削除するものでございます。

次に、16ページをごらんください。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行します。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第102号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第103号

議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第103号足寄町子ども・子育て会議条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第103号足寄町子ども・子育て会議条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例の制定でございますが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の第77条の規定において、市町村は条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするとのことから、本町における合議制の機関として子

ども・子育て会議を設置し、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容でございます。

足寄町子ども・子育て会議条例。

第1条は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、足寄町子ども・子育て会議を置くとする設置規定でございます。

第2条は、所掌事務について規定しておりますが、法第77条第1項各号に掲げる事務について御説明いたします。

1点目ですが、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園など、教育・保育施設の利用定員の設定について意見を述べること。

2点目として、家庭的保育や事業所内保育等、地域型保育事業の利用定員の設定について意見を述べること。

3点目は、子ども・子育て支援事業計画の策定または変更について意見を述べること。

4点目として、子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して必要な事項や実施状況を調査、審議すること。

以上、4点の事務を処理する規定でございます。

第3条の組織については、委員15人以内をもって組織すること。

第2項において、委員は公募による者、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者、学識経験を有する者、その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する規定でございます。

第4条は委員の任期について、第5条は会長及び副会長について、第6条は会議について、第7条は部会について、第8条は庶務について、第9条は委任規定について、それぞれ規定しております。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますが、本町としましては、本条例制定後、平成27年度から5力年の足寄町子ども・子育て支援事業計画の策定に着手する予定であります。

策定に当たっては、現に子育てを行っている保護者を初め、保育所運営など子育て支援に携わる関係者から要望や意見等をお聞きし、本町の実情に合った計画づくりを進めていきたいと考えておりますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

7番。

7番（田利正文君） 3条ですが、例えば帯広市などであれば、保育労組なんていう保育の現場で働く労働者の組織があります。そういうところの代表が入るべきだというふうな思いがあったものですから、足寄の場合はこの3条の（3）のところ当たるかなと思うのですが、現場の労働者が参加できる体制があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

帯広市など都市部の地域においては、民間の幼稚園とか保育所等がありまして、事業所の人にも参画していただいているということでございます。

足寄町におきましては、直営、市町村が運営しておりますので、実際に従事している者は事務局としてこの会議に参画していく予定でおりますので、この構成員の中には入れないものとしてございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第103号足寄町子ども・子育て会議条例の制定についての件を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第103号足寄町子ども・子育て会議条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第104号

議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第104号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 寺地優君。

住民課長（寺地 優君） ただいま議題となりました議案第104号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成25年3月30日の地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことから、本条の改正を行うものでございます。

次に、今回の地方税法の改正の主な内容について御説明申し上げます。

議案は19ページから21ページまでになります。

本条例の改正につきましては、1点目は上場株式等の配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる改正です。

2点目は、株式等に係る譲渡所得等の分離

課税を一般株式と上場株式等の分離課税とする改正により、上場株式等に係る譲渡所得等の条文を新たに設けるものでございます。

3点目は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の課税の特例と、東日本大震災に係る被災居住用財産の引き継ぎに係る譲渡期限の延長の特例の規定を、法令改正により削除するものでございます。

この改正を受けて、本町の税条例の改正内容について御説明申し上げます。

提案の各条項の説明を省略させていただき、改正の主な内容について、議案20ページからの新旧対照表で御説明させていただきます。議案の20ページの新旧対照表をごらんください。

附則第3項、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例については、上場株式に係る配当所得等の分離課税で特定公社債、国債、地方債等々でございますけれども、その利子が対象に追加されたことにより、条文の配当所得を配当所得等に変更するものでございます。

附則第6条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の国民健康保険税の課税の特例については、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に分けられたことから、附則第6項は一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の国民健康保険税の課税の特例の条文とし、株式等を一般株式等に変更し整理を行います。

附則第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損失通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の内容を、新たに上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の国民健康保険税の課税の特例の取り扱いに係る内容へ条文の全てを改めるものでございます。

次に、議案の20ページの改正前をごらんください。

附則第8項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例の扱い、附則第9項の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例、同じく議案21ページの附則第11項、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第15項の東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきましては、法令の改正により規定を削除するものでございます。

議案20ページにお戻りいただきまして、改正後の20ページ、21ページをごらんいただきたいと思っております。

続きまして、附則第8、第9、第11項の削除により、附則第10項を附則8項へ、附則第12項を附則第9項へ、附則第13項を附則第11項へ、附則第14項につきましては、附則第3項で上場株式等に係る配当所得等の分離課税で特定公社債の利子が対象に追加されたことにより、条文の配当所得を利子所得、配当所得に変更し、附則第14項へ改めるものでございます。

続きまして、議案19ページにお戻りください。

附則となります。

施行期日でありますけれども、第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行いたします。

適用区分でございます。第2条、この条例に係る改正後の足寄町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度の国民健康保険税について適用し、平成28年までの国民健康保険税については従前の例によります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第104号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第105号

議長(吉田敏男君) 日程第24 議案第105号足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました議案第105号足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄ヘリポートにつきましては、行政報告のとおり、観光や企業誘致、防災対策など地域の振興活性化につながるものとして平成2年に開港いたしました。離着陸回数は平成5年の年間392回をピークに減少の一途をたどり、近年では年間20回から30回程度まで減少しております。

また、開港以来23年を経過し施設の老朽化が進み、東京航空局の定期検査では大幅な修繕の必要性が指摘されており、今後、航空法に基づき施設を維持していくためには、修繕や維持管理に多額の経費が必要になるものと想定されております。

このため、利用の減少、維持管理経費の増大などを総合的に検討し、東京航空局など関係機関と協議を進めてきた結果、平成26年4月3日をもって廃止をしたいと考えておりますことから、足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例の廃止をお願いするものでございます。

条文について、御説明申し上げます。

足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月3日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

10番。

10番(後藤次雄君) 廃止については問題ないのですが、ただ、きょうの行政報告の中で、必要に応じて臨時着陸場として活用していく予定と書いてあるのですが、これは例えば廃止した場合、必要に応じて許可するのでしょうか。許可はどこでするのですか。足寄町がするのか、東京航空局に申請して許可をもらうのか、その辺をちょっと。

議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

総務課長(渡辺俊一君) お答えいたします。

必要に応じてということで、今回、ヘリポートについては廃止をしたいというふうに考えておりますけれども、廃止した後、その場所で場外離着陸場ということで国土交通大臣の許可をいただければ、またその必要な期間、臨時のヘリポートとして使うことができることになってございます。

それで、許可につきましては、国土交通大臣が許可をするということになってございませぬけれども、ここの十勝を管轄する事務所につきましては、釧路に釧路航空事務所、空港事務所……。ちょっと名前をはっきり覚えてはいないのですけれども、釧路に事務所がございまして、そこに申請をするということになるということになってございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） それで、例えば今まで野鼠の駆除のための薬剤なんかまいていますよね。それは民間ですよね。民間でやっていますよね。

それと、航空自衛隊なんかでも緊急で着陸するときも、それは足寄町役場のほうに申請するのか、それとも、総務課長が言ったみたいに国土交通省に申請するのか、その辺はどうなのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 緊急に救助だとか、それから医療関係だとかで、緊急に着陸をしなければならないという場合については、特に許可は必要となつてございませぬので、必要になった場合、緊急には着陸だとかはできるということになってございます。

議長（吉田敏男君） 10番。

10番（後藤次雄君） 何で質問したかという、廃止しておきながら、まだあそこを飛んでいるのでないかという話が、やっぱり住民から出てくると思うのですよ。それで、今ちょっと聞いてみたわけです。わかりました。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 今、10番議員さん

が言ったとおりに加えて、今の状況を含めて廃止になりましたということは、私は理解をしておりますけれども、後段で総務課長が最後に御答弁なさったようなことにつきまして、住民周知というのはどのようにするのか、お聞きをしたい。特に災害関係のときとか、緊急時のことを含めてですね。その1点です。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 特に住民周知ということについては、考えてございませぬ。

ヘリポートを使ってヘリコプターを飛ばすとかという事態については、住民の方たち、一般の方たちがそれを使ってというようなことはなかなか考えられないというぐあいに思っておりますので、基本的には町ですとか、消防ですとか、そういう機関が内容を十分承知していればいいのかというぐあいに考えております。そういうことで、住民周知のところについては、特に考えてはおりませぬでした。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 6番。

6番（前田秀夫君） 大変申しわけございませぬ、何度も。

では、具体的にいろいろ先ほどの10番議員さんの問いに対して回答がございましたけれども、今後、町はどのように関与していくのか、全く関与していかないのか。あの敷地の問題はどうなっていくのかを含めて、もう一度お聞きしたい。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） あそこの敷地でございませぬけれども、今、先ほど行政報告の中にもありましたアルファアビエーションという会社が格納庫を所有して、その場所でございます。アルファアビエーションにも今回のヘリポートの廃止についていろいろと協議をしてきましたけれども、アルファアビエーションとしては、また別な形で使うことも検討していきたいというようなことを言われておりました。そういったことで、この

後、もしかするとアルファアピエイションのほうで何か活用を考えてくるようなことも考えられるのかなというように考えております。

それから、当面、ヘリポートを廃止した後は普通財産として管理をしていくということで、町としては適正な管理をしていかなければならないというように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第105号足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第105号足寄ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 請願第2号

議長（吉田敏男君） 日程第25 請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題になっております請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月11日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午前11時58分 散会